

[事案 2023-26] 契約無効請求

・令和5年11月21日 裁定終了

<事案の概要>

申込を行った記憶がないことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年7月に契約した終身保険について、申込を行った記憶はないことから、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人自身が、申込書の署名について自分の筆跡であると認めている。申立人は本契約の申込手続を行なった。
- (2) 申立人は、署名や運転免許証の提示を行なったのは、担当者の引継ぎに必要な手続だと思った旨を主張しているが、紛争発生当初は署名や運転免許証の提示について、記憶はないと述べており、主張に変遷がある。また、高血圧の告知もされている中、申込手続を担当者の引継手続であると勘違いすることは考えられない。
- (3) 契約後、申立人宅宛に保険証券が送付され、毎年、契約内容通知文書や保険料控除証明書が送付されており、申立人が本契約に加入した認識がないとは考えられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約成立の有無を含めた当時の事情等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。